

# 令和 8 年度事業計画書

社会福祉法人 滑川町社会福祉協議会

令和 8 年度  
社会福祉法人 滑川町社会福祉協議会事業計画

## I 基本方針

本会は、地域福祉の推進を目的とする法人として、「第 3 次滑川町地域福祉活動計画」の基本理念に基づき、地域の現状を見据え、福祉のニーズに対応した福祉活動の推進と展開に努めることを目的とします。

今年度事業の実施にあたっては、様々な地域福祉課題に対応すると共に、地域に暮らす人々のつながりに重点をおいた事業に取り組んでいきます。そのためにも、地域住民及び行政（福祉・保健関係機関）、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 団体等と緊密な連携と協働を図りながら、地域の皆さんと一緒に、地域ぐるみで支えあい、“だれもが安心して暮らせる福祉の町づくり”の実現を目指して次の事業を行います。

## II 事業計画

### （I）地域福祉事業

#### 1 法人運営事業

##### （1）会議・研修

###### ア 会議等の開催

- （ア）理事会、評議員会 … 3 回
- （イ）評議員選任・解任委員会 … 1 回
- （ウ）監事会 … 1 回
- （エ）その他 … 必要に応じ開催

###### イ 研修等への参加

埼玉県社会福祉協議会等が開催する会議、オンライン会議及び研修会

##### （2）広報、調査研究活動

社会福祉協議会の活動状況や実施事業などを中心に掲載し、PR や情報提供を行う。

- （ア）「ふれあい通信（年 6 回）」及び「社協だより（年 1 回）」の発行
- （イ）インターネットによる広報
  - ・ ホームページアドレス <https://www.namegawa-shakyo.jp>
  - ・ X @namegawashakyo
  - ・ 公式 LINE
- （ウ）諸事業（介護保険、会員募集）の PR 随時実施
- （エ）福祉関係資料の調査、研究普及

##### （3）社会福祉協議会会員募集（組織の強化と基盤整備の促進）

5 月を社会福祉協議会会員募集強化月間とし、社会福祉協議会会員への加入促進を行う。

また、会費の納入並びに会員の意思反映、その他連絡調整にあたるため、行政区に「福祉委員」と「福祉推進員」を委嘱する。

| 区 分       | 対 象          | 金 額（年額）      |
|-----------|--------------|--------------|
| ・ 一 般 会 員 | 世帯単位で、全世帯を対象 | 1,000 円（1 口） |
| ・ 賛 助 会 員 | 趣旨に賛同した個人を対象 | 3,000 円（1 口） |
| ・ 特 別 会 員 | 法人、団体、篤志家を対象 | 5,000 円（1 口） |

※ 社協の福祉サービスを受ける場合には、会員であることが原則となります。

## 2 地域福祉活動事業

### （１）「敬老会」の開催

毎年 9 月 15 日現在で 75 歳以上の高齢者を対象に敬老会を実施する。  
（10 月開催予定）

### （２）「地域支え合いサービス事業」（平成 25 年 3 月開始）

高齢者等の日常生活の安心確保、地域経済の活性化、ボランティア活動への参加による介護予防を目的に行う。

地域のちょっとした困りごとを地域の共助（利用会員と協力会員）の力によって解決し、「滑川町共通商品券」により有償ボランティアで行う。

### （３）「地域ふれあい事業」の推進

- ・ 3 世代交流事業 15 地域（行政区）

### （４）ふれあい「いきいきサロン」の開催

- ・ 70 歳以上を対象に毎週水、金曜日の週 2 回 10：30～13：30 にエコミュージウムセンターで実施する。
- ・ 地区集会所で自主開催される「いきいき地域サロン」活動への協力支援と助成(1,000 円/月)をする。

### （５）「健康相談」の実施 …… （補助金：地域包括支援センター）

- ・ 「いきいきサロン」の開催日に保健師、健康運動指導士による健康相談を開催する（年間で約 48 回程度）。

### （６）「給食サービス」の実施 …… （補助金：地域包括支援センター）

- ・ 65 歳以上の単身高齢者で希望する方にボランティアさんが昼食を配るサービスを実施すると共に安否確認と見守り活動を行う。

(7) 子育て支援事業(ベビーシート・リユース)

- ・ 乳児の車両での移動のため、乳児用カーシート〔ベビーシート〕の貸出し(概ね6か月)を継続して行う。
  - ・ リユース品の情報の受付と周知広報(「ふれあい通信(年6回)」・ホームページ等)を適宜行う
- 例) 不要となったベビーベット、学習机、鍵盤ハーモニカ等

(8) 日常生活用具(車いす)貸出事業

- ・ 病気や怪我での通院や、障がい者や高齢者の方の社会参加や活動のために、車いすの貸出しを行う(概ね2か月、必要により更新手続き)。

(9) レクリエーション用具等の貸出事業

- ・ 地域やグループでイベントや事業を行うための放送用具やレクリエーション用具等の貸出しを行う。

(10) 生活支援体制整備事業

- ・ 地域の支え合いを推進するため、生活支援コーディネーターを配置する。
- ・ 誰もが安心して暮らせる滑川町を目指して、地域の皆さんと一緒に地域づくりに取り組む。
- ・ 地域の交流の場として、集会所に開放日を設置する。  
(町内4か所のサロンを支援。追加も検討してゆく。)
- ・ 地域に沿った交流方法を検討してゆく。
- ・ 移動販売事業を実施する。(滑川町高齢介護課と共催)

3 補助事業

(1) 福祉協力校指定事業

地域との関わりの中で、社会福祉の実践活動をとおして子どもたちの理解と関心を高め、「共に育ち、共に生きる」といった地域社会との連携意識を育てることを目的としている。このことから町内すべての小学校、中学校を福祉協力校に指定し、学校が福祉活動に取り組むきっかけづくりを行う。また、指定した福祉協力校で実施する福祉教育活動で生じた費用の一部に対しての助成を行う。

【福祉協力校指定校】： 福田小学校、宮前小学校、月の輪小学校  
滑川中学校

(2) ふれあい「いきいきサロン」に対する助成

70歳以上の高齢者を対象に行う「いきいきサロン」に対して助成を行う。

### (3) 各種団体助成事業

福祉団体に対し助成を行うとともに、団体の活動支援を行う。

#### 【助成対象団体】

- ① 滑川町遺族会
- ② 滑川町身体障害者福祉会
- ③ 滑川町手をつなぐ親の会
- ④ 滑川町老人クラブ連合会
- ⑤ 滑川町赤十字奉仕団
- ⑥ 滑川町ボランティア連絡協議会

## 4 ボランティアセンター活動事業

### (1) ボランティア活動への支援推進

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、社会連帯意識の醸成を図り、組織的なボランティア活動の育成・援助を行い、センターの運営を行う。

- ア ボランティア情報交換会（1回/年）
- イ ボランティア活動への相談、紹介、斡旋、育成
- ウ ボランティア保険への加入促進及び支援
- エ ボランティアグループへの活動支援
- オ ボランティア活動資材等の整備と提供
- カ ボランティア活動の情報提供と広報

### (2) ボランティア事業の実施 …「彩の国ボランティア体験プログラム事業」

#### ア「滑川町夏のボランティア体験プログラムの開催」

##### 【小学生からシニアまでを対象に実施】

子どもから大人まで、だれもが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりを目的に、地域の施設や団体などに協力を得て実施。人とのふれあいを重視した体験型メニューの他、自宅で取り組めるメニューを展開し、個々の状況に合わせて選択しやすいプログラムを展開する。

《協力依頼予定の事業所及び施設等》

町内施設 20 か所に依頼予定。

#### イ「中学生ボランティア育成講座の開催」

##### 【滑川中学校の生徒を対象】

ボランティア活動を通して社会性を育むことを目的とし、中学校の協力を得て、まずは中学校全生徒を対象にボランティア事業についてのプレゼンテーションを行う。また、初心者の人にも参加しやすいよう、参加者を対象に放課後の時間を使って、中学校内にてオリエンテーションを実施する。

※ 平成 22 年から町教育委員会と共催で開催している事業

(3) 福祉教育(福祉に関する授業)の実施

共生社会の実現のため、町内小、中学校での福祉教育を実施する。

近隣5社協(東松山市、嵐山町、吉見町、川島町、滑川町)合同で開催している福祉教育の定例会【ふくふく木曜会】へ参加し、町内小学校で実施される福祉授業参加や、地域包括支援センターと協力し町内小、中学校認知症サポーター養成講座を実施する。

(4) 防災体制の強化

- ・ 災害ボランティアの育成(継続事業)
- ・ 災害ボランティアセンターの設置(継続事業)

5 滑川町福祉資金貸付事業

町内の低所得世帯を対象として、緊急的に小口資金の貸付を行うことで、日常生活の安定に寄与する。

6 生活福祉資金貸付事業

緊急小口資金：一時的に生活資金が必要な時

総合支援資金：生活の立て直しまでに生活資金が必要な時

教育支援資金：低所得世帯に属する者が高校、専門学校、短大、大学への入学時や在学中に必要な経費(無利子)

7 共同募金配分事業

(1) 一般募金(赤い羽根)配分事業

10月に共同募金会が行う「赤い羽根共同募金運動」の所定配分金を活用し、町内の地域福祉事業を行う。

<依頼の方法> ・ 戸別募金 ・ 職域募金 ・ 学校募金

ア 小学校への新入学児童に祝い品(机の引き出し)の贈呈

イ ふれあい「いきいきサロン」事業

ウ 単身高齢者ふれあいのつどい事業

エ 地域ふれあい事業

オ 一人親家庭への入学児童支度金の贈呈

(2) 歳末たすけあい配分事業

共同募金会が行う「歳末たすけあい運動」の所定配分金を活用し町内の地域福祉事業を行う。

<依頼の方法> ・ 戸別募金 ・ 篤志家募金 ・ 企業募金

ア 低所得世帯への援護金配分

イ 施設慰問事業

ウ 子育て支援事業

エ 福祉団体ふれあいのつどい事業

## オ 「社協だより」の発行

### 8 福祉サービス利用援助事業

高齢者や知的障がい・精神障がいのある人などが、安心して自立した生活を送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用に関する援助や見守り、日常的な金銭管理、書類等の預かりなどの援助を行う。

また、事業推進のための埼玉県社会福祉協議会等が主催する会議及び研修会へ参加する。

### 9 生活困窮者相談支援事業

「生活困窮者自立支援制度」に基づく相談・支援等業務を実施するとともに埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会による「彩の国あんしんセーフティネット事業」を実施する。

#### ＊「彩の国あんしんセーフティネット事業」

利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うとともに、逼迫した状況にある場合に経済的援助(10万円までの現物給付)を行い、生活困窮者の自立支援を行う。

### 10 戦没者遺族福祉事業

(1) 遺族会諸事業の助長及び助成

(2) 「滑川町戦没者追悼式」の開催 (3年に一度…R10年開催予定)

### 11 相談事業

(1) 心配ごと相談所の開設

・民生委員による相談を実施

(2) ふれあい電話実施(安否確認)

## (Ⅱ) その他の事業

### 1 埼玉県共同募金会滑川町支会

(1) 埼玉県共同募金会が主催する研修等への参加

(2) 赤い羽根共同募金運動の実施

(3) 歳末たすけあい募金運動の実施